

鹿児島県立図書館視覚障害者等サービス実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県立図書館（以下「図書館」という。）が、視覚障害者その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者（以下「視覚障害者等」という。）に対し、次の視覚障害者等サービスを実施するために必要な事項を定める。

- (1) 著作権法第37条第3項に基づき視覚障害者等のために作成されたDAISY録音図書等（以下「DAISY図書」という。）の貸出し
- (2) 視覚障害者等に対する特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会の視覚障害者情報総合ネットワーク（以下「サピエ」という。）及び国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスにおけるDAISY図書のデータ等を提供するネットワークサービス

(利用対象者)

第2条 視覚障害者等サービスを利用することができる者は、鹿児島県内に在住する者で、著作権法第37条第3項に規定する視覚障害者等とし、別表1に例示する状態にあつて、視覚により認識する著作物をそのままの方式では利用することが困難な者とする。

(利用登録)

- 第3条 視覚障害者等サービスを利用する者は、第2条に規定する利用対象者であることの確認を受け、利用申込書（視覚障害者等サービス）（第29-1号様式）を提出し登録を受けなければならない。
- 2 図書館は、別表2に掲げる利用登録確認項目リストにより、第2条の規定に該当するか確認を行う。
また、登録事項の確認のために必要な書類の提出を求めることができる。
 - 3 利用申込書（視覚障害者等サービス）（第29-1号様式）の記載内容に変更があった場合は、速やかに必要な書類を添えて届け出なければならない。
 - 4 利用登録の申込みは、家族、介助者の代理人により行うことができる。
 - 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、視覚障害者等サービスの利用登録を取り消す。
 - (1) 第2条の利用対象者に該当しない場合
 - (2) 虚偽や不正な登録を行った場合

(貸出資料等)

第4条 貸出資料は、次のとおりとする。

- (1) 図書館が所蔵しているDAISY録音図書等
- (2) 図書館がサピエ及び国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスから受信できるDAISY録音図書等のデータを、記録媒体に保存したDAISY録音図書等
- (3) 前2号の資料の貸出しを行う場合は、資料貸出申込書（視覚障害者等サービス）（第29-4号様式）により申込みを行う。

（貸出数）

第5条 DAISY録音図書等の貸出数は、利用者1人につき5点以内とする。なお、第4条第1項第2号のDAISY録音図書等については5点以内とする。

（貸出期間）

第6条 貸出期間は3週間とする。なお、第4条第1項第2号のDAISY録音図書等については、30日以内とする。

2 貸出延長の申出があった場合は、予約を受けていない場合に限り、貸出期間の延長を行うことができる。

（資料の返却等）

第7条 利用者は、指定された返却期限までに図書館に来館の上、窓口に戻却しなければならない（ブックポストを除く。）。

2 前項による返却等（貸出を含む。）ができない場合は、郵送による返却等ができる。ただし、郵送に係る費用は利用者が負担するものとする。

（サピエの利用）

第8条 利用登録者は、サピエホームページから直接利用サービスを受けようとするとは、図書館を利用施設として個人会員の登録を行うことができる。

（損害の賠償）

第9条 当館所蔵資料及び機器を利用し、発生した汚損・破損については、次の利用に供しない場合、原則現物弁償とする。

2 サピエの利用サービスにより発生した問題は、すべて利用者本人が負うものとし、図書館は利用者の利用から生じる全ての責任を負わないものとする。

（サピエ利用規約の遵守）

第10条 サピエ個人会員登録者は、この要領のほか、サピエが定める利用規約（個人会員）に従わなければならない。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

令和6年4月1日 一部改正

令和7年4月1日 一部改正

別表１（第２条関係）

視覚障害	発達障害
聴覚障害	学習障害
肢体障害	いわゆる「寝たきり」の状態
精神障害	一過性の障害
知的障害	入院患者
内部障害	その他図書館が認めた障害

別表２（第３条関係）

利用登録確認項目リスト

チェック欄	確 認 事 項
	身体障害者手帳の所持　〔　　〕級（注）
	精神障害者保健福祉手帳の所持　〔　　〕級
	療育手帳の所持　〔　　〕級
	医療機関・医療従事者からの証明書がある
	福祉窓口等から障害の状態を示す文書がある
	学校・教師から障害の状態を示す文書がある
	職場から障害の状態を示す文書がある
	学校における特別支援を受けているか受けていた
	福祉サービスを受けている
	ボランティアのサポートを受けている
	家族やヘルパーに文書類を読んでもらっている
	活字をそのままの大きさでは読めない
	活字を長時間集中して読むことができない
	目で読んでも内容が分からない、あるいは内容を記憶できない
	身体の病臥状態やまひ等により、資料を持ったりページをめくったりできない
	その他、原本をそのままの形では利用できない

注　（身体障害者手帳における障害の種類）視覚、聴覚、平衡、音声、言語、咀嚼、上肢、下肢、体幹、運動-上肢、運動-移動、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫